

第二章 古代・中世の資料

〔1〕 官中便補地由緒注文案

『広島県史』古代中世資料編V 宮内庁書陵部所蔵文書 壬生家文書 一一

官中便補地別相傳輩并由緒有無事

一 有家知行所々

陸奥國安達庄

副進

宣旨案一通 宣旨 建保六年

本券案一通 久安六年

便補廳宣案一通 仁平元年

件庄者、本領主彼國拒捍使也右史生惟宗定兼、去仁平元年觸

守藤原基成、申立官厨家編之□便補、爲地主知行之處、

定兼滅亡之間、隆職宿祢傳取件□本文書、進退地主

職、多年領掌之後、國宗 淳方 有家次第□相續、于

今知行來者也、且地主國宗可子孫相傳領掌之條、

詳見建保立券 宣旨矣、

備前國日笠保

副進

本券案一通 建久八年

便補廳宣案一通 建久八年

件保者、國宗宿祢于時大膳亮未拜顯職以前、得本領

主藤原季景寄文知行、申立官御祈願所便補之後、

爲地主職、已代以數十年□、有家相傳領掌者也、

已上兩所由緒□證文顯然、由緒分明歟如件、

一當時他人知行所々

常陸國吉田社 故保季卿息女■淳方後家尼知行之、

副進

宣旨案一通 承安二年

件社務者、有家高祖父政重宿祢、去長承年中、依吉

美侯氏人寄附執行之後、息男隆職宿祢相繼管領之時、

承安二年就本社申請、被下子孫相傳之 宣旨了、

同国石崎保

元隆職二女知行、他界之後讓与刻資朝臣(隆九)云々

件保者、本領主僧相慶、去建久六年寄附隆職宿祢

之間、同九年申立官厨家便補、多年知行、國宗之

時、相副本券宛給妹隆職二女、尼蓮妙是也、且貞應三

年季繼濫訴之時、蓮妙直賜御教書云々、

若狹國々富庄 草河上人知行之、

副進

官符案一通 建久六年

件庄者、隆職宿祢仮名吉原安富 入開發功力、可令子孫

相傳之由、賜 宣旨了、前後沙汰之趣、具建久官

符歟、

美作國田原庄 少納言輔兼入道知行之、

副進

宣旨案一通 元曆二年

第二章 古代・中世の資料

件庄者、自本領主三野頼延之手傳領之後、隆職宿

祢爲領主多年知行、元曆二年就御齊会行事所解狀、被

下相傳之 宣旨了、

備後國世良西條神崎庄長井判官代泰茂知行云々

副進

宣旨案一通 安元二年

件庄者、隆職宿祢入開發功力、可令子孫相傳之由、

賜 宣旨了、且元久元年西境沙汰之時、重被下

宣旨、前後之 繪旨、開墾之由來、各以灼然也、歟

讃岐國柞原庄 按察使有資卿知行之、

副進

宣旨案一通 仁安三年

件庄者、隆職宿祢入開發功力、知行之、可令子孫相傳之

由、仁安三年早賜 宣旨了、同後仁安四年重所立券庄号官符

也、

也、

土佐國吉原庄 右大臣法印良勝知行之、

副進

官符案一通 建久九年

件庄者、自源包滿之手傳領之後、隆職宿祢殊入功
力、開發荒野、云地主云開墾由緒異他、隨則賜子
孫相傳之 宣旨了、

一 當時 有濫妨所々

近江國細江庄

副進

宣旨案一通 建久八年
宣符案一通 建曆元年

件庄者、隆職宿祢奉 綸言建立之、傳領地主職、
便補列見定考炊新米、建久四年被下立券 宣旨、
建曆元年重賜 子孫 相傳 宣旨 畢、前後之沙汰、見兩
度之勅裁歟、當時山門虛空藏院彼岸所押領之間、
乍帶度々 綸旨、厨家不及所務 庄

安藝國世能庄 (安南郡)

副進

宣符 官符
宣旨案二通 承久三年

件庄者、隆職宿祢入開發功力、賜子孫相傳之 宣
旨了、又承久三年山僧濫妨之時、國宗所賜重 綸

旨也、當時故親繼僧都遺跡、猶押領之間、厨家不
及庄務、官中方々公用、大略如無者也、

一 寄附社寺所々

筑前國延藤名

同國久原益永名 万福名此内也、

件兩所、隆職宿祢傳領名主職、多年知行、國宗宿

祢之時、相副本文書 以延藤寄北野宮、又以益永寄建仁寺、

且於延藤名者、貞應元年任本領主國宗寄進、可爲 北野

常燈祈所之由、貞應元年被下 宣旨之時、若於致

濫妨之輩者、内者可爲神敵、外者可處罪科之由被 旨

載了、

以前十三箇所者、隆職國宗二代之間、由緒相傳之地

也、因茲、雖非當知行之所々、存知之分際、粗所注

進也、

一 永業宿祢流知行所々

越前國池上庄 秀氏知行之、

紀伊國且來保 順任知行之、

安藝國阿土熊野保 仙舜知行之、

一 朝治知行所々
已上三ヶ所、有由緒、各別相傳云々、

上總國今富保

加賀國北嶋保

備中國山手保

已上三ヶ所、全無由緒、其子細載申狀了、

[3] 小槻有家施行狀案

『広島県史』 古代中世資料編V 宮内庁書陵

部所藏文書 壬生家文書 一四

安藝國開田御庄雜掌申、阿土熊野庄妨事、申狀加一見

□□家殿知行候、頭主□□宮中便補之地雖其數候哉

恐々謹言、

〔文永十年〕三月廿一日

左大史有家

[2] 勘解由次官藤原高朝(力)奉書

『広島県史』 古代中世資料編V 宮内庁書陵

部所藏文書 壬生家文書 一三

〔端裏書〕
解次官高朝 阿土熊野庄妨事

化德門院領安藝國開田庄雜掌申、御祈願所領熊野庄妨

事、解狀如此候、任道理、可令尋下知給、仍執達如

件、

文永十年 三月十九日

〔小槻有家〕
大夫史殿

勘解由次官(花押)

[4] 関東御教書

『広島県史』 古代中世資料編V 宮内庁書陵

部所藏文書 壬生家文書 一五

高倉院法華堂領并官中便補安藝國世能荒山庄雜掌申、

地頭代非法狼藉事、大夫史有家狀副訴狀、遣之、早可

被尋成敗之狀、依仰執達如件、

文永十年八月廿日

〔北条義政〕
武藏守(花押)

〔北条時宗〕
相模守(花押)

〔北条義政〕
陸奥左近大夫將監殿

〔北条時宗〕
陸奥左近大夫將監殿

[5] 小槻有家申狀

『広島県史』古代中世資料編V 宮内庁書陵部所蔵文書 壬生家文書 一八

〔前掲〕

加賀國北嶋保、備中國山手保□□

副進

有(家)一第三度申狀案一通 在具書

被召朝治陳狀御教書案一通

朝治請文案六通

一 今富保事

件保ハ祖父國(宗)一官務の時、申たて、(多カ)□□(多カ)逝去

のきさみ、季繼に分附のあひた、延應元年綸旨をか

すめ給て、次男朝治ニゆつるさしたる由緒なく□□

て、子孫相傳の宣旨を下さる□□其例なく候、あ

るいは地主の職を帶し、ある□□功を入れてこ

そ、別相傳の宣旨を給て

□□のしさいつ□□者、はやく先例によりて、もとのことく官務に返つけらるべく候、

一 北嶋保事

件保ハ曾祖父隆(職)一官務の時、建(久)□□申立、祖

父國(宗)一官務の時、元久二年□□の宣(旨)□□

て數十年領掌、國(卷)一他界、季繼分附のところに、地

主散位橋朝臣成經か手より曾祖□□領する所

也、しかるを子孫相傳すへきよし、いまた宣旨を申

下さるによりて、隆(職)一國(宗)一局務之時、次第に分附

せしめをハリぬ、季繼たま／＼領主職を帶するむ

ね、かすめ申て、をなしく延應元年ニ宣旨をかすめ

給て、又朝治にゆつり候、件成經か永業ニ寄附の□

□、またく北嶋保ニハあらす候、山門領加賀國北

□□のうち、嶋田村の文書也、名字といひ領主とい

ひ、各別のう勿論に候、かのしさい、當保重代保

司故保俊法師か自筆ニしるしをきたる狀ニ具ニ見え

て候、もし御不審候□□、召進へくや候らん、おほか

候、

以前三箇條訴訟多年をへて、陳答數度ニをよひをハリぬ、かつは先院の御時、文永四年よりこのかた、ことに御さたありて、あるいは兩方の申狀をめして、理非をつくされ、あるいは官中便補別相傳のともから、ならひに由緒の有無、くハしく注進すへきよし、有家秀氏等ニおほせくたされしあひた、有^(家)ハ宣旨官務以^(下)□次第の文書をあひそへて、不日ニしるし申畢、秀氏ハ數日ありて粗注進すといへとも、其子細つふさならず、仍秀氏朝治か證文をめしいたして、御評定ニあはせ□へしとて、たひ／＼たつねくたされ候しを、ついにまいらせず、さて有家も理訴いたつらにさしをかれ候き、我君御政務のハ^(しめ)□文永九年十一月ニ、天聽を^(か脱カ)とろし申上候によりて、かたしけなくも御評定ニあハセらるへきよしを、おほせくたされ候しハ、奉行人後訴をのこさゝらんかためとて、まつ秀氏ニたつね下さるゝところに、次年の四月ニ自由の請文をいたして候、件請文ニつきて有家かさねて申狀をまいらせ候

ぬ、これをもて又朝治ニとハれて候を、陳狀數月へるのあひた、五ヶ度催促の御教書を下されてのち、七月五日胸臆の陳狀を捧て、今富 山手兩保のとききハ別の才學なく、ひとへに根にかへり候、北嶋保のこくとくハ證據なき狀をハ副進といへとも、成經か案文を進覽セさるあひた、同月廿五日有^(家)數通の證文を備進し、參差の篇目を注申候き、彼狀すなハち朝治ニ下尋られ候ところに、舌を卷てわきまへ申むねなし、すてに四ヶ年を経候了、そのあひたいそき陳狀を進へきよし數ヶ度嚴密の御教書を下さるといへとも、むなしく日月をくくり候によりて、せんするところ□へき子細なくハ、有^(家)か訴狀を返下すへきむね、再三おほせ下さるゝ日ハ、所^(秀)□のよしをいつはり申て、又もて抑留縦横のいたり、希代の事也、このうへハ朝治か□陳狀をめされすとも、先々の申狀等にて理非を決せらるへきか、隨又二問二答のほ^(か)□秀氏委細の狀を進候、大略三問三答也、さ^(の)□もいかゝ陳狀も候へき、いまはさためて御不審ひらけ候ぬらんと存候、□^(定)件三ヶ所ハ、隆

(職) (宗)

一國―官務之時、國司の和与によりて、便補保に建立してハ候へとも、なを道理を存するかゆへに、別相傳の論旨をも申下さず、次第分附のところに、季繼か時ニあたりて、何傳領すへき由緒出来て、忽ニ子孫相傳の宣旨を申給へきや、正直の儀にあらす候、早驗理改正して、かつハ道理ニより、かつは先例ニまかせて、もとのことく官務につくへきよし、おほせくたされ候へ、徳政の第一、官中の興隆にて候へく候、仍をそれく申上候、

〔解説〕 壬生家文書とは官務家であった壬生家（小槻氏）が相伝してきた文書である。この文書によつて、一
二世紀から一三世紀にかけて、阿土熊野保が隣接する世能荒山荘とともに、官務家領であったことを知るのである。

[6] 天野興定合戦分捕手負注文

『広島県史』 古代中世資料編V 山口県天野毛利文書 一九

〔證判〕 (大内義興)
「令一見候訖、(花押)」

藝州阿南郡熊野要害切落時 大永七、興定郎徒并僕從分捕手負人數注文 二之九

分捕

- 頸一 野村五郎兵衛 財満源三郎討捕之
- 頸一 名字不知 財満孫七郎討捕之
- 頸一 名字不知 三宅越前守疵足
- 頸一 三宅左衛門尉足頸切疵 三宅左衛門尉左右手切疵
- 頸一 熊谷平太郎疵右脇 熊谷平太郎疵右脇
- 頸一 石井藤次郎討捕之
- 頸一 梶山新左衛門尉 澁賀孫左衛門尉討捕之
- 頸一 熊谷修理進討捕之 熊谷修理進討捕之
- 頸一 秋山彦六討捕之 秋山彦六討捕之
- 頸一 熊谷平四郎、疵足 熊谷平四郎、疵足
- 頸一 張木工助討捕之 張木工助討捕之
- 頸一 中村彈正左衛門尉討捕之 中村彈正左衛門尉討捕之
- 頸一 疵足 疵足
- 頸一 三宅弥四郎討捕之 三宅弥四郎討捕之
- 頸一 名字不知 三宅新四郎右手切疵

II 資料編

頸一 名字不知

三宅助三郎討捕之

頸一

三宅新次郎討捕之

頸一 名字不知

小島助右衛門尉討捕之

頸一 名字不知

僕從太郎四郎

手負

財滿隱岐守

鏈疵二ヶ所
手足

熊谷木工助

鏈疵二ヶ所
手足

財滿次郎左衛門尉

矢疵二ヶ所
首手

張助次郎

疵足甲

三宅与四郎

鏈疵一ヶ所
右手

張助四郎

疵二ヶ所
兩ノ手

已上

天野民部大輔

(天永七年)
二月十日

興定(花押)

陶尾張守殿

[7] 小早川隆景書狀

『広島県史』 古代中世資料編V 山口県文書館

所藏文書譜録 九

折昏披見候、仍阿土之儀御番衆被申付之由尤可然候、

於此上熊野之儀急度一途肝要候、次警固之儀御馳走候

ハ入事專一候、今日廿六河内警者乗出候、可被申合

候、恐々謹言

小早川

(弘治元年)
三月廿六日

隆景御判

井上宗右衛門殿

進之候

[8] 毛利隆元宛行狀

『広島県史』 古代中世資料編V 岩国徴古館

所藏文書 藩中諸家古文書纂 二

今度内藤左衛門大夫隆通、爲伽至賀年要害差遣候、然

者其方依無二之覺悟、無恙隆通被取退候、於身大慶此

事感悦不淺候、仍爲其賞、於西条熊野田壹町五反遣

候、全可知行候、仍如件、

弘治貳

三月十四日

中村次郎左衛門殿

隆元判

せんたんの木村

一 田九反小 分錢三貫九百文

左衛門四郎つくり

一 田貳反大 分錢壹貫五百文

物申かいち

一 田五反 分錢貳貫百文

合田壹町七反小 分錢七貫五百文

右、爲給地被遣候、可有知行候、

弘治貳

八月廿九日

赤川

(元俵) 左京允

栗屋

(元惣) 右京允

赤川

(元久) 源左衛門

國司

(元想) 右京允

兼重

(元寛) 弥三郎

[9] 毛利隆元宛行状

『広島県史』古代中世資料編V 岩国徴古館
所蔵文書 藩中諸家古文書纂 三

於西条熊野、七貫「五」百文之地遣候、可知行候、弥
奉公肝要候、仍一行如件、

弘治貳

八月廿九日

中村次郎左衛門「尉」殿

隆元判

。「」内ハ『吉川家中并寺社文書』ニヨリ補フ

[10] 毛利氏奉行人連署打渡坪付

『広島県史』古代中世資料編V 岩国徴古館
所蔵文書 藩中諸家古文書纂 四

打渡熊野村

第二章 古代・中世の資料

II 資料編

中村次郎左衛門殿

まいる

熊野内坪付

中村二郎左衛門殿給

[11] 毛利氏年寄連署知行打渡狀

『熊谷家文書』一三二

- 一 藝州西条之内上阿土五拾貫并熊野之内五拾貫文、
- 一 藝州小方村之内百貫文之地、

右、以上合貳百貫文之地、被進之置候、可有御進止候、仍打渡狀如件、

弘治貳

拾月廿八日

赤川左京亮 (花押) (元惣)

栗屋右京亮 (花押) (元惣)

國司右京亮 (花押) (元惣)

(信直)
熊谷殿代

細迫左京亮殿

[12] 毛利氏奉行人打渡坪付

『広島県史』古代中世資料編V 岩国徴古館

所藏文書 藩中諸家古文書纂 五

西条之内熊野之村草使之事申付候、諸公役堅固可調候、於無沙汰者可食放候、仍如件、

[13] 毛利隆元判物

『広島県史』古代中世資料編V 長府毛利文書

御判物類平佐氏其他(当ル) 三

(安南郡)

弘治三年十一月七日

隆元 (花押)

- 一 田一段 四百目 北迫三之允
 - 一 田一反 三百目 中寸孫左衛門
 - 一 田一反 四百目 中多ノ太四郎
 - 一 田一反 三百目 兵衛原三四郎
- 以上壹貫四百目
- 一 六貫四百目以前渡し申候、二度ニ合七貫五百目

内藤左衛門大夫判 (隆通)

中村二郎左衛門殿

まいる

弘治二年十一月十八日

平佐七郎右衛門尉殿

〔14〕 毛利隆元宛行狀

『広島県史』 古代中世資料編Ⅴ 長府毛利文書

御判物類平佐氏其他へ当ル 四

熊野村三百貫之所草使之事申付候、連々無心疎奉公仕
事候之間如此候、仍四ヶ所之事爲草使新遣置候、可知
行候、猶与十郎、^(粟屋元徳)雅樂允可申聞候、仍一筆如件、^(國司就信)

弘治四年五月七日 隆元(花押)

平佐七郎右衛門尉殿

〔15〕 毛利隆元宛行狀

『広島県史』 古代中世資料編Ⅴ 長府毛利文書

御判物類平佐氏其他へ当ル 五

熊野村内賦殘散田不作分田畠四貫八百目事、遣置候、
全可知行候、仍一行如件、

弘治四年十二月廿六日 隆元(花押)

平佐七郎右衛門尉殿

第二章 古代・中世の資料

〔16〕 毛利輝元安堵狀

『広島県史』 古代中世資料編Ⅴ 長府毛利文書

御判物類平佐氏其他へ当ル 七

上本地今田分守藤名壹^(山縣郡)、多治比之内宗末名壹町、
矢野之内十壹貫目、於熊野四ヶ所、同賦殘之田畠^(守)、
吉田太郎丸之内屋敷壹^(手)田小、任父讓之旨全可^(知)之
狀如件、

天正十三年卯月九日 輝元(花押)

平佐七郎右^(衛門尉殿)

〔17〕 毛利輝元安堵狀

『広島県史』 古代中世資料編Ⅴ 長府毛利文書

御判物類平佐氏其他へ当ル 八

熊野之村代官之儀如前々申付候条、諸役無緩之^(餘)裁
判簡要候、謹言

天正十三

卯月九日 輝元(花押)

II 資料編

〔檢封ウハ書〕
〔墨引〕平佐七郎右衛門尉殿 輝元

〔18〕 嚴島社家飯田宮内給地打渡坪付

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ 野坂文書
五四

1 安藝國安南郡熊野郷内并佐西郡

平良莊内打渡坪付

〔端裏書〕
「飯田宮内」

藝州安南郡熊野郷打渡之事
坪付

合 飯田宮内給

井のしり

田一段一畝 米九斗

こうちかいち

三郎右衛門

同所竹ノ下

田壹反八畝 米壹石四斗五升

いくねんノ

七郎左衛門

竹ノ内

田六畝 米四斗

ほりノ

藤右衛門

西田

田壹反六畝 米壹石六斗

二郎右衛門

同所

田一畝 米六升

こうち垣内

三郎右衛門

同所

田壹段二畝 米壹石三斗

〔墨印〕

〔紙継目〕

なへ土ノ

又右衛門

茶木畠

田四畝 米五斗

かわすミノ

二郎右衛門

いのきかいち

田壹段三畝 米壹石三斗

おとうまる

弥三郎

とものふ

田壹反九畝 米貳石一斗

同人

かわすミ

田拾歩 米三升

岡ノ

藤右衛門

かわすミ

田壹反 米壹石三斗

こうちノ

三郎右衛門

こうち垣内

中屋敷三畝 代二百十文

同人

ほりた道狭

田七畝 米八斗

せんかうノ

七郎左衛門

こもぞう

中屋敷三畝 代二百十文

こもぞう

助兵衛

同所道狭屋敷ノ前

畠七畝 代二百文

同人

よこ山

田一段二畝 米壹石三斗

鍛冶ノ

六郎左衛門

同所

畠一段五畝 代三百八十文

鍛冶ノ

六郎左衛門

かち
中屋敷三畝 代二百十文

同人

屋敷壹反四畝 代九百廿文

惣二郎

中ノ坪
田一反六畝 米壹石八斗

河原ノ
七郎三郎

已上

米二十一石九斗四升

惣二郎

同所
田一反八畝 米壹石八斗

いくねんノ
七郎左衛門

畠敷三反一畝

八百七十四文目錢共ニ

〇(黒印)

并而貳拾三石八斗壹升四合代方共

同所
畠五畝 代百五十文

同人

藝勢佐西郡平良庄打渡之坪付之事

〇(黒印)

はんた
田九畝 米九斗

はくえ
大郎左衛門

〔追筆〕殿島
合 舞伎 社家飯田宮内御許

田三畝 米二斗五升

同
九郎左衛門

てはり

田貳反半

米貳石

孫右衛門

あかはらノ
下屋敷二畝 代八十文

六郎左衛門

清水窪

田壹反

米七斗五升

秋法

松かいち
田七畝 米八斗

中村ノ
源左衛門

玉ノ屋

田壹反三百歩

米壹石一斗

四郎右衛門

四ツまちノ
田一段六畝 米二石

河原ノ
惣次郎

てはり

屋敷半

田數五反小

孫右衛門

同所
田一段二畝 米壹石三斗五升

同人

以上

同所
畠四畝 代百廿文

同人

米三石八斗五升

右打渡如件

天正十八

十月三日

湯川(元常)

平左衛門尉(花押)

内藤(元榮)

与三右衛門尉(花押)

嚴島

飯田宮内殿

(裏書)(心)

□度□□相澄候早

文祿五年三月廿五日

國司備後守(花押)

小林寺(花押)

山田吉兵衛(花押)

[19] 安藝國安南郡熊野村内打渡坪付写

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ 野坂文書

五五

1 御子内侍給地打渡坪付写

〔御子内侍植木内侍あり〕

藝芴阿南郡熊野村打渡

菅三郎田 上町七ツ二方 道かきり

田壹反卅歩 米五斗五升

屋敷六十歩 下ミちかきり

寺かいち

畠三十歩 下道ノ下 代九文

上ノ迫 町五ツ 中きしかきり 道かきり

田九十歩 米壹斗

一ツ町 二所合 上町一ツ 又上ニ小町ぞふ

田九十歩 米壹斗

同所

屋敷卅歩

下馬場 家より上畠三十歩 上々家かより下

畠六十歩 代十六文

十玉迫 二所合 上々畠町九ツ道かきり 上六きしかきり

田半 米三斗

同所

畠六十歩 中きしノ下田より上

代十六文

馬場

屋敷 一所大 此内畠四十歩 代三十文

同所

田壹反九十歩 米七斗三升

同所 町三十一 上々上 田六、ひろし 半分麥まき

同所

(就近カ) 兒玉但馬守給

藤左衛門

同給

源三郎

平佐七郎衛門給

三郎衛門

兒玉但馬守給

源三郎

波根小七郎給

次郎九郎

同給

同給

同給

同給

同給

同給

同給

同給

同給

波根小七郎

居屋敷

左衛門五郎

同給

自作

同給

土居ノ上 丑ノ道かきり 上ハきしかきり
山少右 三ツ二ツ 麥まき 西ハ山かきり 在之

田壹反三十歩 米五斗四升

同給 羽仁新兵衛給 同人

田壹反小町一〇 米壹石二斗 三郎兵衛

田三百歩 米六斗貳升 同給 二郎兵衛

同所 上々麥マキ 通ハサミ 町六ツセハシ 同給 平衛門

田壹反九十歩 米九斗六升 同給 衛門

同所 上々麥マキ 道かきり 町六ツ 同給 三郎衛門

田半 米四斗三升 同給 同人

田壹反 米九斗 同給 同人

田壹反九十歩 代五十文 羽仁新兵へ給 二郎兵へ

同所 中町十七 道ノ上下 同給 同人

田壹反六十歩 米九斗七升 波根小七郎給 四郎兵衛

いけのく 水田下 羽仁新兵へ給 四郎次郎兵へ

田四十歩 米四升 同給 同人

田小 米貳斗 波根小七郎給 自作

以上 田壹町貳段四十歩

分米八石八升壹合 屋敷三ヶ所

天正廿年 二月五日 内藤(元榮) 与三右衛門判

御子内侍

一ツまち 米三斗 又 七

2 ねい内侍給地打渡坪付

田半 米二斗五升 同給 同人

田一反太 米壹石 同給 助二郎

田貳段 米壹石二斗 同給 太郎左衛門

田一反半 米壹石 同給 藤衛門

竹ノ下

田貳段

米一石三斗

〔同給〕
同人

同所

田半

米貳斗

同給
同人

同所

田三十歩

米貳升

同給
同人

堂免

田壹段

米六斗三升

平佐七郎右衛門給
長平 庵

郷地かいち

屋敷六十歩

坪井惣右衛門給
三郎右衛門

田畠壹町四段十歩

已上
分米八石六升

屋敷三ヶ所

天正廿

二月五日

内藤
与三右衛門尉 (花押)

ねゝい内侍

〔(裏書)
今度御究相澄候畢、七老内侍打渡
紙敷三枚

文祿五年三月廿五日

國司備後□ (花押)
(元武) (守)

少 林 寺 (花押)
(周澄)

山田吉兵衛 (花押)
(元卷)

〔20〕 安藝國安南郡熊野村内嚴島社七老内侍給地打渡坪

付

『広島県史』古代中世資料編Ⅲ 野坂文書

五六

藝刃阿南郡熊野村打渡

よこ山

畠壹反六十歩

弘九郎左衛門給
代貳百廿四文 六郎衛門

同所
屋敷九十歩

同給
同人

同所

田三百歩

米五斗

同給
同人

同所
畠小

代三十□文

同給
同人

中ノ坪

田四反大

米三石二斗

同給
四郎二郎

四ツまち

屋敷六十歩

同給
与 太郎

同所

畠六十歩

代十六文

同給
同人

同所

田三反半

米二石四斗五升

同給
同人

村屋かいち

田壹段

米七斗

内藤市助給
吉藏
コノ上ニ「源四郎」
貼紙シテ

一五〇

半田

田九拾歩

米壹斗五升

兒玉但馬守給
源三郎

田壹段小

米九斗

新助先給
藤左衛門

同所

田大

米四斗六升

同給
太郎左衛門

田壹反半

米壹石

同給
小四郎

せんかうほう
田大

米三斗五升

弘九郎左衛門給
左衛門三郎

こふけ
田貳段小

米壹石五斗

福原孫兵衛給
左衛門五郎

うわあはら
屋敷六十歩

波根小七郎給
六郎三郎

田壹反大

米壹石壹斗五升

同給
九郎衛門

田畠壹町三段九拾歩

以上

分米八石八升貳合

屋敷三ヶ所

内藤 与三右衛門尉(花押)

同所
田壹段

米六斗

同給
七郎左衛門

天正廿
二月五日

七老内侍

同所
田壹反六十歩

米六斗五升

同給
九郎衛門

同所
田小十歩

米貳斗壹升

同給
羽仁新兵衛先給

同所
田半

米三斗五升

同給
内藤市助先給

同所
田半

代百三十貳文

同給
四郎左衛門

同所
田二十歩

代六文

同給
同人

[21]

安藝國安南郡熊野村内嚴島社六老内侍給地打渡坪

付案

『広島県史』 古代中世資料編Ⅲ 野坂文書

第二章 古代・中世の資料

山田 田六十歩 米六升

上か原 畠壹段 代百文

同所 畠貳十歩 代三文

同所 畠六十歩 代拾六文

同所 畠三十歩 代六文

同所 畠九十歩 代貳十四文

から原 屋敷六十歩

道岨ノ本 田四十歩 米三升

から原 屋敷六十歩

同所 田六十歩 米八升

同所 畠六十歩 代二十四文

同所 田三十歩 米三升

同所 畠大 代貳百文

同給 三郎兵衛

同給 同人

同給 治部

同給 麥法

同給 彦七

同給 四郎左衛門

同給 同人

平佐七右先給 作人無之

内藤市助先給 彦左衛門

同給 同人

同給 同人

同給 同人

同給 四郎左衛門

同所 畠半

同所 畠半

水ノ木ノ本 屋敷六十歩

田畠壹町五段大三十歩

以上 分米八石八升七合

屋敷三ヶ所

内藤 (元榮) 与三右衛門尉判

天正廿年 二月五日

六老内侍給

〔解説〕野坂文書とは、畷島神社の大宮棚守職を世襲した社家の野坂家が相伝所蔵してきた莫大な文書のうち、神社所蔵（畷島野坂文書）のものを除き、今日も野坂家が所蔵しているものである。この文書によって、毛利氏が惣国検地の折に、畷島神社の社家や内侍の給地を熊野において与えたことを知るのである。

[22] 安藝國安南郡熊野村嚴島社領人掃帳

『広島県史』古代中世資料編Ⅱ 嚴島野坂文書
一六四四

〔前欠〕野之村〔應〕

嚴嶋佐武越後守領人数分之事
長兵部丞

堂垣内 一家二間 九郎右衛門 并ニ女房

男子壹人年九つ 下女 合四人

同所 一家二間 七郎次郎 并ニ女房 合貳人

江原本土居 一家二間 七郎左衛門 并ニ女房

二郎三郎 男子壹人年十六 下女合五四人

江原ふる土居 一家二間 惣右衛門 并ニうは合貳人

水木本 一家二間 三郎兵衛 并ニ女房（男） 弟壹人 合三人

江原 一家二間 源二郎 并ニ女房 女子 合三人

西河 一家二間 次郎太郎 并ニ女房 合貳人

内侍六老

〔 〕 壹人

〔 〕 同一間 与二郎 并ニ女房 弟一人 下女有 合四

内侍七老

河原 同一間 六郎三郎 并ニ女房 女子有 合三人

四つまち 同一間 与太郎 并ニ女房 合貳人

よこ山 同一間 六郎右衛門 并ニ女房 男子 同女房（男） 合四人

以上合惣縮人数三拾七人定也、一人茂無残ひとかず
付立申候、各々證文あり、

天正廿年ミつのへたつ三月廿五日

新四郎（花押）

九郎右衛門

七郎左衛門

三宅利右衛門殿

まいる

熊野村内大願寺

家一間 孫太郎 一人 子一人

家一間 二郎太郎 女一人

以上五人

乍御造作奉憑申候

[23] 安藝國安南郡熊野村嚴島社家内侍領人掃帳

『広島県史』古代中世編II 嚴島野坂文書

一六六四

〔假冊表紙〕
熊野村

嚴嶋社家内侍領人掃之支

御子内侍給

家一間 源三郎 並ニ女房 合貳人

家一間 次郎九郎 並ニ女房 合貳人

家一間 左衛門五郎 並ニ女房 合貳人

植木内侍給

家一間 又衛門 並ニ女房 下女 男子 助二郎 合五人

家一間 彦次郎 並ニ女房 合貳人

家一間 源衛門 並ニうは 赤子 合三人

八老内侍給

家一間 三郎衛門 並ニ女房 太郎三郎 嫁合四人

家一間 平衛門 並ニ女房 源二郎 女房 合四人

家一間 源四郎 並ニ女房 合貳人

四老内侍給

家一間 藤左衛門 並ニ女房 娘 合三人

家一間 次郎四郎 並ニおや 合貳人

家一間 三郎左衛門 並ニ女房 太郎 合三人

金千代内侍給

家一間 九郎衛門 並ニうは 孫四郎 女房 合四人

家一間 六郎左衛門 並ニ女房 又二郎 女房 合四人

あき屋 二郎四郎あと

高井内侍給

家一間 七郎左衛門 並ニ女房 犬太郎 娘合四人

家一間 助四郎 並ニ女房 合貳人

家一間 与三郎 並ニ女房 合貳人

家一間 兵へ四郎 並ニ女房 合貳人

孫四郎あと 給

きい内侍給

ねい内侍給

家一間 弥太郎 並ニ女房 左衛門五郎 合三人

家一間 三郎衛門 並ニ女房 源三郎 並ニ女房

家一間 左衛門二郎 並ニ女房 合貳人

合四人

家一間五 四郎兵へ 並ニ女房 又二郎女房 合四人

家一間 四郎二郎 並ニ女房 合貳人

才松内侍給

家一間 七郎左衛門 並ニ女房 彦二郎 合三人

家一間 才若 同母 合貳人

あねい内侍給

あき屋一間 助衛門あと

家一間 藤衛門 同弟 合貳人

あき屋一間 又二郎屋敷 槌法 小八 合貳人

家一間四 又五郎 並ニ女房 同女子 合三人

千代松内侍給

家一間 二郎三郎 並ニ女房 合二人

家一間 太郎左衛門 並ニ女房 弥三郎 合三人

才蘆内侍給

家一間 西惣兵屋敷 鍛冶法 元おや 合三人

家一間 孫太郎 並ニ女房 合貳人

家一間さんし 与三左衛門 並ニ女房 女子 合三人

家一間 弥五郎 並ニ女房 娘 合三人

宮槌内侍給

家一間 羽祢年七十 うは 合貳人

家一間 与一衛門 並ニ女房 彦二郎

宮松内侍給

並ニ女坊 ついたち 女子 合六人

家一間 太郎次郎 並ニ女房 助三郎 下女合四人

家一間 左衛門三郎 うは 合貳人

II 資料編

家一間 〔六〕年六十 二郎兵へ 並女房 合貳人

田右兵衛給

家一間 太郎左衛門 うは 二郎太郎 並ニ女房

弟 合五人

家一間 五郎衛門 並ニ女房 才二郎 女房 女子

合五人

家一間 年六十四五 太郎左衛門 並ニ女房 合貳人

家一間 年六十 三郎兵へ 但壹人

家一間 年六十斗 太郎 右〔衛門カ〕 並ニ女房 合貳人

家一間 二郎四郎 並ニ女房 合貳人

家一間 彦九郎 並ニ女房 合貳人

家一間 太郎二郎 弟 共 母女ニ 合三人

家一間 二郎兵へ 並ニ女房 彦三郎 合三人

あき家一間 源二郎あと

御宮内侍給 〔七〕

家一間 左衛門二郎 並ニ女房 女子 合三人

家一間 左衛門九郎 並ニ女房 合貳人

あき屋 源衛門あと

以上

右人數合百四十〔立〕人ハ定、上ハ七八十歳を限、下ハ

三つ子を限付取申候、此外付落仕候ハ、忝も 兩

大明神可蒙罷御罰候、爲後日申上候キ、如件

壬辰 天正廿年三月廿五日 又衛門(花押)

藤左衛門(花押)

棚守殿御内 三浦殿まいる

〔解説〕 殿島野坂文書とは、元來社家の野坂家が相伝所蔵してきた莫大な文書のうち、大正七年(一九一八)に、殿島神社へ移管されたものである。この文書のなかに、豊臣政權が全国一斉に戸口調査を命じたところの、いわゆる人掃帳が含まれている。これは朝鮮出兵にそなえ、陣夫役その他の徵発の基礎(台帳)とするためであった。